

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 では、引き続き陳情審査を進めて、次に神田警察通り関連についてです。ここが多くて、神田警察通り関連、本件に関する陳情は、新たに送付された陳情送付7-11、区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」の削除に関する陳情及び送付6-3……。一括してやるんですけど、後で分割しますね。6-3、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-9、神田警察通りⅡ期工事に関する陳情から、6-10、神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書、6-11、6-14、6-15、6-23、6-25、6-29、6-33、6-41の合計12件となります。新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。なお、前回も申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書です。また、送付6-15の陳情に添付の意見書は、委員のみとなっております。委員の皆様におかれましては、本2点について、取扱いにご注意願います。

それでは、執行機関から何か情報提供がありましたら、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 資料を提出させていただきました。資料番号03、環ま02-1です。街路樹の状況図でございます。こちらはこれまでの街路樹の伐採したとか伐採予定ですとかがございますが、その黄色の部分、これが3月14日に移植を行いました。それのご報告でございます。

裏面ですが、こちらがその移植先となっております。大手町二丁目2番地先の箱根駅伝のゴール手前という、その辺に移植してございます。

続いて、資料番号04、環ま02-2です。こちらは2月5日付の千代田区のホームページに掲載したものを、こちらに提出させていただいております。

続いて、05、環ま02-参です。これは、千代田区ホームページ運営要綱を参考資料として提出させていただいております。

以上でございます。

○林委員長 はい。それでは質疑を受けます。できましたら、広報課長が来ているんで、広報課長を先に。

○小枝委員 広報課長、今日、ホームページ運営要綱、このホームページ運営要綱の、陳情者から、9条、一番最後のページに第9条1及び同3の(3)(5)というところですね。第11条の2、この内容を読み上げて、その趣旨を説明していただけますか。

○並木広報広聴課長 第9条の3の(3)(5)でよろしいでしょうか。

○小枝委員 はい。

○並木広報広聴課長 次に掲げる情報はホームページに掲載することができない。(3)人権を侵害するおそれがあるもの。

○小枝委員 ちょっと。（「マイクを」と呼ぶ者あり）

○並木広報広聴課長 ごめんなさい。

○小枝委員 第9条の1というところから。

○並木広報広聴課長 1ですね。

○小枝委員 はい。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○並木広報広聴課長 ホームページに掲載する情報は、常に最新かつ正確で、公正・公平なものであることを要する。コンテンツは、定期的に内容を確認し、内容等に変更がある場合は速やかに更新し、正確な情報を提供するものとする。3、次に掲げる情報は、ホームページに掲載することができない。（3）人権を侵害するおそれがあるもの。（5）第三者を誹謗・中傷し、又は不利益を与えると判断されるもの。

○小枝委員 ありがとうございます。そして、第11条の2、陳情者はこれに基づき、即刻解除することを求めますとなっているんですけど、こちらも読み上げてください。

○並木広報広聴課長 第11条の2、広報広聴課は、前項の事前確認に基づき、各課に対しコンテンツの修正又は取り下げを指示することができる。

○小枝委員 うん。

○林委員長 よろしいですか、読み上げが。

○小枝委員 これは、どういう趣旨に基づいて、このような運営要綱を千代田区として定めているのでしょうか。

○並木広報広聴課長 内容につきまして、やはりこちらは書いてあるとおりではございますけれども、内容についての確認等は、所管課がこちらに基づいてこれを精査し、決裁し、広報に上げていただくというような内容となっております。（「趣旨」と呼ぶ者あり）あ、趣旨。（「1条」と呼ぶ者あり）1条。すみません。申し訳ありません。申し訳ございません。この第1条に書いてございます。この要綱は、インターネットを利用した区政情報の発信と区民等の意見などの受信等を目的として、千代田区が開設するホームページの運営について必要な事項を定める。となっております。

○小枝委員 今回、この運営要綱に基づいて掲示されている神田警察通りに関する記述が、事実と異なっているという指摘なんですね。これについては、予算委員会の分割、総括かな、でもやったんですが、委員会独立ということですから、ここではっきりと確認をしたいんです。

先ほどの何条でしたっけ、11条によれば、指示をすることができる。つまり広報課というのは、全て受動的な受身な役割だけではなくて、広報広聴とは公平公正にどうあるべきかという理念を持って、いろいろ現場は感情的だったり、いろんなことが起きる。だけれども、区民との関係性において公平公正な広報でなければなりませんよということを、ちゃんと指示する立場にあるんじゃないですか。原課任せで放っておいていいものではないんじゃないんですか。役割、広報の役割というのがあるのではないんですか。

○並木広報広聴課長 やはり組織としてやっておりますので、こちらの取下げ指示というところにつきまして、そのほかもそうですけれども、やはり所管課と相談しながら決めていくべき、また、それに関して単独で何か指示するというようなことではないとは認識しております。

○小枝委員 それは弱いですね。指摘しましたけれども、2年前だったか、前の前の広報課長かな、会っていないかもしれませんが、林さんというお名前の広報課長がいらしたんですよ。

○林委員長 親戚じゃない。

○小枝委員 その方が、民間から来た、広報ということにおいて物すごくプロフェッショナルな方だったんです。ですから、ちょっと千代田区の組織風土としては浮いていたかも

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

しれない。その方がはっきりとおっしゃったんですよ。もう今日、私、新聞の切り抜きを持ってきていないですけれども、多分、あれは令和5年の、騒動があったのが4月十何日かで、それで、妨害行為があったの、ないのといって、神田警察に駆け込むようなことがあって。それで、それに関して、7月13日ぐらいに、これはリークもあったんだと思うんで、書類送検だということになって、区議、区議会議員が何か書類送検になったというのを新聞で見えて知るんですけども、そのときに、その追報の中で、警備員と職員と、それからけがをしたのが、住民がけがをしたという報道をされたんです。そのことを基にここでまた質疑をいたしましたときに、広報課長は、やはり事実に基づく広報をしなければならないので、あるべきことを確認して修正しますという、修正というか、そういうかなり前向きな答弁をおっしゃったんですよ。そしたら、その後、もういなくなっちゃったんですよ。退職を前にして随分前にお辞めになったというような話でしかたけれども。そしたらもう、全くそれから2年間放置。そのときのやり取りについては、広報課長は後任の者として確認しましたか、私の指摘の後。されていないですか。されていないければしていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

○小枝委員 いや、課長には聞いていないです。（「順番……」と呼ぶ者あり）広報の…

○須貝基盤整備計画担当課長 私はそのときおりました。

○桜井委員 順番に聞いて……

○林委員長 順番、順番。先、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。私、そのときおりました、そのときのやり取りも聞いておりますけど、そのニュースですね、オンラインのニュースには傷害をしたというところ、住民が傷害したということは書いてございません。ですから、私のほうも……

○林委員長 課長、だから、広報広聴課と調整したのかどうかというのを質問者は聞いているんだから、している、していないで、その後、広報広聴課長に聞きますので。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。ちょっと私が、その引継ぎをしたかというところは私はちょっと存じません。

○林委員長 で、広報広聴課長。

○並木広報広聴課長 内容については、私が来たのが4月ですけれども、まだそこではしておりませんで、これから確認をさせていただくというところでございます。

○小枝委員 じゃあ、それを確認してもらいたいです。間にもう一人入っているんですけど。

○はやお委員 入っていない。

○林委員長 入っていない。

○小枝委員 じゃあ、あの……

○はやお委員 間が空いた……

○林委員長 突然、机を片づけられちゃった。平岡さんみたいに。

○小枝委員 ああ。空白があったんですね。じゃあ、議事録には載っておりますし、あとインターネット上のまだメディアの情報にも、恐らく「神田警察通り 書類送検」と検索すれば、ぱぱっと出てくると思うんです。そこはちょっと人権に関わることで、ち

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ちゃんと確認をしていただけますか。

○林委員長 多分そのとき僕はそっち側の席にいて、まだ代わる前だったんで、僕が林課長とやり取りして、もしも事実誤認のがあったらどうするんだと言ったときに、当時の林広報広聴課長が、それはもう、すぐ確認の上やりますよと。で、所管課と調整します、確認、事実確認を取ってみますと言って終わっているんですよ。その後、ここにいた人はいなくなっちゃって、僕もこんなになっちゃったんで聞けなくなっちゃったんですけども、そこはじゃあなかったんだね。引継ぎ事項にはなかったんだというところですよ。なかったんだったら、あるのに今さらやりましたといっても、それは上塗りになっちゃうんで、包み隠さず言うと、と言うとまた嫌われるのかな。包み隠さず。引継ぎはなかったと。分らない。

○小枝委員 恐らく所管課と確認をしたら、僕は聞いていないよで、聞いていないから変える必要はないよで終わってしまったのが、きっとそのときの状況なんです。もう7月過ぎて、新聞も出ていて、書類送検されています。書類送検とは書いてあるけども、傷害とは書いていないから傷害という中には入れませんでしたという理屈が、どこで通るんですかね。傷害以外のどんな書類送検があり得ると考えるんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 暴行容疑。本当に住民の方がけがをされたという事実は、こちらではほんと確認できておりません。

○小枝委員 そう言って2年間粘っているんですよ。ねえ、2年間粘っていて、それで私、予算委員会で確認しましたけれども、千代田区が雇った高額な警備会社が、自分たちはその傷害、暴行だか、暴行か、暴行と言ったのかな、そういうことをやられましたということとは区に報告したんだけど、自分たちはやってしまいましたということについて報告しないという、住民に対してやっちゃったんですということを報告しないということが、警備会社との雇用契約上あり得るのかということなんですよ。私はあり得ないと思いますよね。そして、これだけの時間があって、しかもその後もずるずると特命随契で契約を続けているのであれば、そういう話があるんですけど、どうなんですかと普通聞くんじゃいませんか。

○須貝基盤整備計画担当課長 21日のお話になるのかもかもしれませんが、書類送検されたと、それは新聞でも出ていますし。

○小枝委員 何月21日。7月。

○須貝基盤整備計画担当課長 7月4日ですかね。令和5年7月4日、ホームページに出ています。で、契約上報告する義務があるかというところで、報告する義務はないということはお話ししましたが、報告を聞いていないということは言っていないと思っております。

○岩田委員 関連。

○小枝委員 いや、今のちょっと言っていることの意味をもうちょっと。日本語になっていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 やり取りの中で、報告をする義務があるかというご質問がありまして、報告する義務はないということはお話ししました。

報告を聞いていないということは言っていないというふうに認識してございます。

○小枝委員 いや、報告を何を言っていないということを言っていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 私が報告を聞いていないということはお話ししていないと

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

認識してございます。

○小枝委員 報告を聞いていない。

○林委員長 報告って、警備会社から。主語がないとなかなか伝わらない。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。警備会社から報告を聞いていないということは、お話ししていないつもりでございます。

○小枝委員 というと、ちょっと、報告は聞いているということですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 7月4日のニュースでも出ていますし、そのところは書類送検をされたというところは確認してございます。

○小枝委員 えっ、警備員を雇用しているのは、区民の安心・安全のために雇用しているわけですよね。その中で、区民とのトラブルで事故を起こし、書類送検になるということは、一定程度、警察のほうで、事故性というか、そういった事象があった事実を認定したからなるわけですよね。それについて、シンティ警備さん、こう書いてあるんだけど、これはどうですか、どんなことですかと普通聞くじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その現場のときに私もおりましたので、書類送検されたとは聞いておりますが、実際それがどうなのかというところは疑問に感じております。

○小枝委員 えっ。非常に危ないことをおっしゃっているんですけども、住民のための安心・安全を守るための、私も正直そこにいましたから。あのときいたんですよ、私もなぜか。そのときに住民は——確かに住民と激しくもみ合うような場面がありました。私もいました。そのときに、住民側がひどく転ばせられて倒れているというのもありました。そして、相当多分強く頭も打ったと思います。それは正直何人かいたんです。でも、千代田区は怖いから、申告はできなかった人のほうが多かったです。何しろ屈強な、本当に私も怖いと思ったんですけども、屈強な方々だったんですよ。それがもう何十人とぐわーっといるんですよ、大騒音で。そこで生じた事故について、これはどちらに、少し距離を置いてみて考えたときに、行政は住民のために働く、警備員は住民のために働く、そして住民とのトラブルで事故が発生し、事実認定された、書類送検をされた。この事実について、課長個人がそれを感情的に認めないからといって、事実確認を妨げるということがあっていいんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 令和5年7月7日、環まち委員会でも報告してございますが、そこでも報告してございます。警備員の行為1件も送致されたことを確認しましたと。こちらは本区の認識とは異なっておりますけども、検察のほうで取調べが進んでいくと認識しておりますという答弁をしております。

○林委員長 ちょっと、小枝委員が言われた、住民の方が倒れて頭を打っちゃったというのは、届出は区役所にはしていない。区道上でけがとかって、よくあるじゃないですか。やっていない。警察には届けた。だから、警察には届けた。

○小枝委員 そうですよね。じゃなきゃ、書類送検されない。

○はやお委員 そうだ。告発されたと。

○林委員長 うん。で、書類送検された。まあ、書類送検、たくさんいろんな方、職員の方もなっているんで、事案は別ですけども、そのことを言っておられる。

○小枝委員 そのことを言って。

○林委員長 うん。で、対象調べになったのは警備員の方なんですか。警察が書類送検す

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

るに当たって。シン何とかという警備会社の人。

○小枝委員 シンテイ警備の方を。

○林委員長 うん。そこは聞いている。

○小枝委員 事情聴取された。

○林委員長 事情聴取されたというのは、特に報告義務があるかないか、区の職員がもし事情聴取されるのって、土日とか休日なんですよもんね。だけど、平日にされたら大変なことだけど、事故の場合は平日もやるのかな。事件は土日だけど。そのことを言っておられる。

○小枝委員 そうです。

○林委員長 なかなかちょっと、ごめんなさい、お二人は多分よく分かれているんですけど。じゃあ、警察には神田警察署に届けられた。

○小枝委員 はい。

○林委員長 神田警察署に。近くだから。それを把握しているのかしていないのかというやり取りでいいんですか。

○小枝委員 そうです、そうです。

○林委員長 はい。

○はやお委員 ちょっといいですか。そこ……

○林委員長 それ。はい。はやお委員。

○はやお委員 今、それを把握しているのかということもあるでしょう。けども、もし、傷害かどうかは分からないまでも、何らかの区民との接触があったということについては、報告を受けていないということなの。それも受けていない。つまり、書類送検されて初めて気がついた。それは知っているか知らないかという話と、もっと上流のほうの話で、そういうふうに、委託だよね、この業者はね。警備。委託業者がもしそういうふうにやったかどうか、そういう可能性があるということについての報告は、その事故のときもあるだろうし、警察に呼ばれたりなんかしたときもあるだろうし、このことについては、委託業務の契約で報告義務になっていないのかどうか、そこは。だって、普通そんなことはあり得ないんですよ。もし何かがあったら、当然のごとく契約主である千代田区に報告があってしかるべきだし、どの程度をするということ。だから、その契約文書を明確にしてもらいたいんだよね、そうなってくると。それ、そんなことはあり得ないよ。だって警察に分かってから報告が、知りましたと言うのなんてあり得るのかな。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと委員会は違いますけども、21日のときにお話、契約課長も申し上げたと思いますけども。

○はやお委員 あ、しているの。

○須貝基盤整備計画担当課長 その報告義務というところはないと。

○はやお委員 ない。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○はやお委員 完全にないの。

○林委員長 次に、次にですね、小枝委員、神田警察署に届けて、取調べを受けたのは分かりましたけど、普通、頭を打つ。

○小枝委員 転倒ですよ。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 転倒になったら、保険屋さんにも、けがをしたというのは通報するのって結構あると思うんですよ、傷害保険とか。そんなひどいけがでしたらですよ。そこはやられて、当該の倒れた方というか、頭を打った方はやられている。いや、警察だけなのかとなってくると、そんな、今の契約の話は後で論点整理をかけなくちゃいけないんでしょうけど、一方で、けがをされた、けがをされた、一方で把握されていないと言うと、ちょっと証明のもうちょっと外的なところで、警察にはきっとあるんでしょうけど、警察ってなかなか書類を見せてくれないでしょ、いろんな事件でも。だから、保険会社とか、何かやられているんだったら、分かる、詳しいのが。分かるんだったら、どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 いや、そこで……

○林委員長 すれちゃうと困るんですけど。岩田委員。

○岩田委員 関連。それ、警察と保険とかなんか、いろいろ、今、話がありましたけど、これ、事実を知らないということなんですけど、新聞報道にもあるんですが、そういうのは調べなかったんですか。新聞報道では、千代田区職員と住民がけがというふうに書いてあります。それ、もしもこれが虚偽であれば、当然それは千代田区の名誉を傷つけられたわけですから、それなりにいろいろ考えなきゃいけない。でも、そういう新聞記事があります。それはご確認いただいていないんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 警備員と住民がけがをしたと。そこはちょっと存じておりません。

○岩田委員 えっ、知らない。

○須貝基盤整備計画担当課長 住民がけがをしたというニュースといいますか、記事は存じてございません。

○岩田委員 2023年4月20日、東京新聞です。確認してください。

○林委員長 答え方、今までは、確認していないですよ。

○岩田委員 うん。だから、はい。

○林委員長 いやいや、いろいろ区の答弁のも、もう新聞におわびのコメントを出したから、もうそれでいいんだとかというのを昨日もずっと言っていたんで、ほかの委員会で。よく見ているのかなと思ったら、そんなこともないみたいなんで。

どうぞ、続けて、岩田委員。

○岩田委員 こういう新聞記事がありながらも、知らぬ存ぜぬというのはちょっと苦しいんじゃないですかね。当然、今言ったみたいに、これが虚偽の記事であれば、千代田区の名誉を傷つけられたわけですから、何なりの対処をしなきゃならない。でもそういう記事は知らないと言うと、何か住民側に立って話をする、自分たちの都合の悪いことは知らぬ存ぜぬと言っているような気がしてならない。こういう記事もあるわけですから、それもちちゃんと確認しなきゃいけないんじゃないですかね。それを、2年も前の話ですよ。2年も前の記事なのに、知らないというのはどうなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 確認というのはどういうふうにすればいいのか、ちょっと私のほうでは分かりません。

○岩田委員 事実確認ですよ、本当にけがをしたのかどうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 けがをされたという、こちらに申告が来ていないと。

○岩田委員 だから新聞で……

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○須貝基盤整備計画担当課長 で、どなたに聞けばいいのかも分からないという状況でございます。

○林委員長 さっきそこは、課長、警察には届けていたけど、千代田区役所にはけがをしたと届けていないから、よくある和解とか損害賠償請求、車に枝が落っこってボンネットがへこんだとか、区道上の事故、ここには該当しないというのは確認を取ったんですけども、その上で。

小枝委員。

○小枝委員 結局、まあ、ない。公益通報と一緒に、区と一緒にやっているという、区から暴力を振るわれていると思うと、住民側からすると、届出とならないんじゃないかと。それはちょっとこちに置いておいて、私が聞きたいのは、転倒させたという事実。それから、書類送検が4件ぐらいありましたと。そのいずれも全部不起訴になりましたと。つまり現場での事件性は認められたけれども、そして書類送検という、これはされるということは心理的にどちらも大変なことだと思いますし、今も一つ新たなことが町会長をめぐって起きているというようなことは、私もとてもあってほしくないなというふうには思っているんですけども、そういう書類送検という4人の出来事があった。一つは対職員、一つは対警備員、一つは対住民、もう一つは、もう一つ私も把握して、あ、対警備員なんでしょうね。2件が多分警備員なんだろうなと思うんだけど、いずれも不起訴になった。つまりそれは4件とも同等なんですよ。

そしたら、さっきの質疑で私が、書類送検になっているんだから事実がなければ書類送検、事実認定がなければ書類送検とされないよねというようなことを言ったら、それは住民のほうでなかったことをあつたかのようにやっていたんじゃないかと思わしき表現を課長のほうでされたんですね。もしそういうことがあるとすれば、同じように警備員側も職員側もそういうことはあり得るということで、つまり同等のことになってくるんですよ、同等の。書類送検という事象からすれば。その取扱いにおいては、事実が確認できていないから、こちらは載せないよということで、2年間やっていることが、この陳情は、広報ガイドライン、ホームページのこのガイドラインに当たらないと。公平公正ではないと。なぜならば、住民に対する警備員のトラブルの、警備員から住民への暴力行為について何ら記載されていないからということなんですよ。であれば、そこを全部消すという考え方だってあるじゃないですか。

つまり、公平公正に取り扱わなければ、住民だけを悪者にして、そこだけをやったことにして、同じ書類送検なのに、本当は住民側もというか、元議員側も思っていますよ、そこは。どうしてそういう、何というんですかね。要は、ある意味戦略的に事故を発生させたようなところもありました。誘発させるような行いが私はあると思いました。

そしてもっと不思議なことは、これは神田警察の方もそう言っているんだけど、こうやって警備員が住民を押し倒したことがカメラで写されたものを、住民は事情聴取の中で見ているんだけど、それが検察に送るときになくなっていったんですよ。見ましたよねということで、神田警察の方も見ましたと。確かに見ましたと。んだけど、区のほうはなくしてしまった。非常にこれは本当に闇が深い危ない話なんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 まるで小枝委員がその事情聴取にいたかのような発言なんですけど、その映像がなくなったこととかその辺のところは、警察のお話なので存じませ

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ん。

ホームページに書類送検という言葉を書いたのは、今年の2月5日のホームページであって、7月のその時点では記載していません。

○小枝委員 だから。

○林委員長 今回の資料のところには書いていないということ。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のおっしゃる書類送検のお話は、本日の資料の2-2です。

○林委員長 うん。2-2のどの辺でしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 2-2の一番下の行になります。

○林委員長 2-2の一番下。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。「反対派による区職員・工事請負業者・警備員に対する暴力的な妨害行為があり刑事事件となり書類送検されています」と記載してございます。

○林委員長 で、これが不起訴になった。

○小枝委員 全員。

○林委員長 ですか。いや、区、区——どうぞ、課長。いや、書類送検して、いや、やるのは起訴猶予か起訴しかない。まあ不起訴というのもあるんですけど、どれになったんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 結果については存じません。

○林委員長 じゃあ、結果を調べてもらって、起訴猶予だったら起訴猶予だし、起訴されたら、そういうのに詳しくなったんじゃないの、区役所。ね。

○須貝基盤整備計画担当課長 その起訴不起訴の中身について、警察のほうは教えていただけないということでございます。

○林委員長 いやいやいや、ごめん、時間がかかってもあれなんで。区の職員、この人が起訴されたかどうか分かりますよね。ほかの事件だって、書類送検されたけど起訴されない人もいたし。工事請負業者と警備員だって区が委託をかけているんだから、それは聞けば分かるんだから、その後の話をホームページに、書類送検されたけど不起訴でしたとか起訴猶予でしたと書けば、これで小枝委員の言われている結果が伴った形で、前の林広報広聴課長も言われた、新たな事案が、事実が確認できれば加筆しますと言ったところにも、文書関わりなく何日時点で確認したというのを書ければ終わるんですよ。

○小枝委員 まあ、それは、もう終わらないです。

○林委員長 終わらないんでしょう、いや、この部分だけです。全部になったら、1個ずつやっていかなくちゃいけないんで、書類送検されたと……

○小枝委員 いや、「反対派による警備員に対する暴力的な妨害行為」という表記があるならば、「警備員による住民に対する暴力的な行為」という表現も、なかったらおかしいじゃない。

○林委員長 うーん。私が今ちょっと刑事事件の書類送検で、小枝委員はもう十分、いろんなほかの事件で学んだじゃないですか。職員の方たちも多大にいろんなのを受けていたわけですから、日程も含めて。これが書類送検されて、そんなに長くいかないで、判断するわけですから、事件を。ずっと棚ざらしにしないわけですから、書類送検をかけて。そ

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

うすると、それを、事実を、区役所の少なくともこの職員の方は被害を、けがをしたんですよね。けがをした職員だから、この方のだけでも確認して、その結果、起訴猶予でしたとか不起訴になりましたというのをここの後ろに書けば、事実の新たに確認できたところを。

○小枝委員 アップデートはされる。

○林委員長 アップデートして、前の広報広聴課長が言われた、新たな事実が確認できたときには加筆をかけますと言ったところに整合性が取れるんじゃないかなと、普通に考えられると思うんですよ。で、請負業者と警備員も、区がお金を払っているんだから、その後どうなりましたかと心配していて、別に不起訴だったら不起訴だし、起訴されていたとしたら事件だから大変なんで、ここの部分だけはアップデートできるのかなとは思いますが、それでも。

○小枝委員 いや、全て不起訴ですよ。全て不起訴。

○林委員長 えっ、だから不起訴、事実確認しなきゃいけないでしょ。

○小枝委員 いや、知っていますよ。知っている。

○林委員長 いやいや、じゃあ、それを聞いてくださいよ。どうぞ、小枝委員。私はこの3人に限って言っていますからね。書いてある、区の職員と、工事請負業者、警備員に対する書類送検、刑事事件の。この結果。

○小枝委員 じゃあ、3人について確認しますけれども、不起訴になっていますよね。何で自分の職場だったり、自分で雇用している警備員だったり、自分というか千代田区が雇用している警備員だったりするのに、何でこんな重大なことを、聞いていないなんていうことはないですよ。知らなきゃそれこそ職務……

○林委員長 職員課長を呼ばなくちゃいけないのか。でも……

○小枝委員 いや、職員課長が雇っているわけじゃないから。

○林委員長 いや、だって、あれでしょ。地方公務員で、もし刑事事件で起訴されたら何らかの処分を受けるんですもんね……

○小枝委員 あっちは住民だから。

○林委員長 被害だからいいのか。

○小枝委員 うん。

○林委員長 労災もあるでしょう……

○小枝委員 訴えているのが警備員と、この3人というのは警備員と区の職員、警備員2人と区の職員1人なんじゃないかなと推測する。

○須貝基盤整備計画担当課長 区職員、請負業者、警備員が書類送検されたわけではございません。

○林委員長 ごめんね、言い方が悪くて。皆さんけがをされたんだったら、労災とか保険とか、こちらの方もけがをされたら当然あるんでしょうから、その結果どうでしたかと確認はできるんじゃないのかなと。これまでできないと言うと、けがをした職員の人を放ったらかしにして、どうなっちゃったか分からないけど、取りあえず書きましただったら、あんまりちょっと職場として温かくないですし、請負業者さんにも大丈夫でしたかと言って、その後どうなりましたと言って、何か分かりそうなものだけど。

○小枝委員 じゃあ、それは確認してください。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 いや、分かなきゃ分からないで、しょうがないんでしょうけど、職員ぐらいは分かると思うんだけどな。

○小枝委員 警備員は分かるでしょ。

○林委員長 警備員も。まあ。

はやお委員。

○はやお委員 何かちょっと私は分からないことを聞きますよ。今、区民がいらっしゃって、そして委託した警備の方、そしてまた区民、区職員がいると。そこで何らかの形で傷害というか何かがあったと。4件の、誰なのか分からないけど、書類送検されたということは事実なんですね。そこだけ、まずそこを確認する。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね。4件、4人ですね。

○林委員長 4人。

○はやお委員 それで、先ほど岩田委員が、2023年4月20日に東京新聞に載っていたということなんですけど、それは知りませんということだったんですけど、知らないということではよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとけがをされたというのが書かれているという、4月28日の記事というのは、私はちょっと拝見してございません。

○はやお委員 4月20日の記事がそういうことで載っているということは知っているのか、それがあることすら知らなかったのか。4月20日にそれが載ったことは。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと記憶に、ここを4月20日のを見たかどうか、ちょっと記憶にございません。

○はやお委員 私が議員になったときに、区議会事務局のほうで下とも調整していたのか何だったのか、総務課がやっているのか、千代田区がもし掲載された新聞記事については、スクラップしていたと思うんですよ。今でもたしか、区議会事務局はもうやらないようにして、みんなには配らないけれども、閲覧室の図書館で見てくださいということになっているから、それが今、広報がやっているのか総務課がやっているのか、それがあるはずだと思うんですよ。だから、この前言った、また話が飛ぶけど、LEDの件のあの業者だって有名な新聞で私も確認していますから、千代田区が載っていればそういうところにスクラップされているはずなんですよ。でも、まあ、東京新聞だったらブロック紙ですから載っているはずですけども、それをも見なかったということ。

○林委員長 大丈夫かな。何か知的財産所有権という、私も以前ちょっとした事案があって、新聞社に言われて、何か特別契約を区のほうでやるようになったんですよ。この法律をつくったのは与謝野馨さんですよと言って、えらい言われたことがあったんで。やっているんですよ、広聴課長。部内で、何部か分からないですけども、状況。

○並木広報広聴課長 毎朝スクラップをさせていただいて、関係の記事は各部に、所管部にお渡ししている状況でございます。

○はやお委員 ということは、所管部のほうに、千代田区が載っていたら、当然のごとく見なくてはいけない。そしてまた、事件が起きていたといったら注視していかなくちゃいけないはずなんですよ。記憶にないという話自体が、場合によっては、分かっていたら不誠実な答弁ですし、答弁ですし、もし本当にそうであれば職務怠慢ですよ、はっきり言って。ということなんですよ。だって、たとえ委託業者であろうが、そういう事件を

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

起こしたときというのは、区職員がやったことと同等なんですよ。もし契約にそれが書いていないということだったら、早急に変えてください、契約内容を。当たり前でしょう、そういうのは。

僕は、それが書いていないからいいです、そういうふうに答弁しましたというのが、非常に聞いて乱暴なあれですよ。だったら変えなくちゃいけないんですよ。この事案というのはこういうように複雑化しちゃっているんですから。変えるということ、そのアプローチはしましたか。お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは今のところはやってございませんが、そういうご指摘があるので、検討はしたいと存じます。

○岩田委員 関連。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 2023年7月27日の東京新聞の記事では、この7月3日に伐採に反対する住民と区の警備員が小競り合いで互いに、「互いに」暴行を加えたなどとして、住民3人と警備員1人を書類送検。これを受け、委員会で林利夫広報広聴課長は、住民にけが人がいて、ホームページに欠けていたとすれば公平公正でないと答弁。担当部から、住民のけがの情報があれば訂正すべき記事に該当する。検討したいと述べた。となっています。それから、再三、住民の方はこれは公平ではないというふうに苦情を言っているはずなんです、それでも知らないというふうにおっしゃるのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまの岩田委員のおっしゃった記事については存じております。ですから、互いに暴行ということで、林広報広聴課長が、そういう事実があれば訂正をするということも、言ったことも事実だと。新聞記事もそのように認識してございますが、けがをしたということ、事実を、本当にこちらは存じておりませんので、そのところは修正するところはしていないというところでございます。

○林委員長 あ、岩田委員、それは議事録でやり取りしたやつだから、僕がそっち側にいるときにやったんだから、そこは知らないとは言えないと思いますよ。というので、記事についても、スクラップのは流していると言ったんで、一旦整理したつもりだったんですけども。

で、桜井委員、どうぞ。

○桜井委員 スクラップという話もあったり、怠慢だというようなそんな話もあったので、この記事というのは、今、岩田委員からのご指摘だと2028年2月……

○岩田委員 23年。（発言する者多数あり）28年はまだ来ていない。

○桜井委員 あ、そうか。ごめんなさい。東京新聞に出ていたということでございましたけども、これの記事を見ていないのは怠慢じゃないかというような、そういうご指摘、強いご指摘がありましたけど、東京新聞以外の記事というのは、これは載っていたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その事件当時、幾つかの新聞が記事にしていたというのは記憶にございます。

○桜井委員 いやいや、これは随分長い時間いろいろと争っているものだから、それはほかの新聞記事なんかにも載っていますよ。だから、ここのところの、今、岩田委員が、または、はやお委員が、この記事を見ていないのは怠慢だとおっしゃっているから、おっしゃっているから、果たして……

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩田委員 怠慢ではないかと……

○桜井委員 「ないか」「じゃないか」という。

○岩田委員 怠慢までは。

○桜井委員 僕はもう、それは怠慢じゃないと僕は思っているから、どうなのという事実関係を確認したいと思って、今こうやって話をしている。この東京新聞に書いてある記事と全く同じような内容のものがですよ、ほかの3紙なりに同じような形で同じようなテンションで載っているというのであれば、それは、何、ほかの記事も見えていないの。スクラップも恐らくそのときに広報課でされているでしょう。だけどそういう話が全くない。東京新聞の話しか出てこないじゃないですか、この話は。

別に、東京新聞がどうこうということを僕は言うわけじゃないですよ。私も一時取っていたときもありますから。（発言する者あり）ありますけど、でも、この一連のこの議論になったときに、東京新聞しか残念ながら出てきていないんですよ。ということを考えたときに、先ほど答弁で、区のほうに報告がなかったというところでお話しになられているというそこら辺のところでの、そこまでの、怠慢じゃないかというところまでは、これはちょっと言えないんじゃないのということを僕は言いたい。

こういう事実関係については、やはりいろんなところの情報をやっぱり取っていくということは必要なんですよ。区はそういう報告がなかったか知りませんでしたという、それはその流れの中ではそうでしょう。だけど、やはりこういう、いろいろな賛成もあれば反対もあればというような、そういう状況の中でこの事業というのが行われていかなければいけない。僕も前に進めなきゃいけないと僕は思っていますけども、そういうような状況にあるわけだから、なるべく多くの情報を所管のところでも取っていただいて、そういう中で判断をしていくという、そのぐらいの大きな気持ちを持ってやってやるべきだというふうに思いますけど、いかがですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 桜井委員のご指摘を肝に銘じて、今後こういうことのないよう、全て、全てというか、なるべく目を通して情報を収集したいと存じます。

○林委員長 まあ、ちょっと、1回整理。いいか。

じゃあ、はやお委員。

○はやお委員 いや、私はもう委員同士でやるつもりは全くないです。でも、ただ、東京新聞というのはブロック紙で、1紙がなったからとか、2紙がやっていたからということではなくて、その書いてある事実を確認することが大切なんじゃないかということをお願いなんです。それで、何で事実を確認する必要があるかといったら、結局は自分で探しに行ったわけじゃないんです。スクラップをみんなに提供しているというふうに、現実、広報広聴がやっているというのであれば、当然のごとく、そのところで、あ、何か書いてある。これについては、と思うのが所管の役割じゃないんですかということを行っているわけです。2紙あったら、もっと大変ですよ。3紙あったらもっと大変ですよ。けども、1紙でもあったら、その事実はどうだろうかと確認するのがお仕事じゃないんでしょうかということを行っているわけです。だから、そのところで事実を確認するために、東京新聞のことをベースにしながら、業者にも確認する、そのところに立ち会った区職員にも確認するとやるのが普通でしょということを言っているわけよ。

まあ、私は2紙、3紙という話は、学術はそうですよ。片一方の意見だけを聞いちゃ駄

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

目だけでも、まずそれなりのブロック紙がやっているんだから、そのこのところ、こんなのが出ただけだと確認するのが普通なんじゃないんですかということですから、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね。新聞に出れば、それについて確認するというのは必要だと思います。ただ、その確認する相手が分かりませんので、確認しようがなかったということでございます。

○林委員長 まあ、新聞云々というのは、これは夜中の出来事なんですよ。当然記者さんも働き方改革で、行ける記者と。今、週何日かになっているんで、これはあるにせよ、我々の区議会ですでにとるところと言うと、住民の方のけがをしているというのを確認するすべは今もうない、時間がたっているから。そうすると、唯一行けるとしたら、このホームページに書いてある区職員のところ、このこのところになってくるのかなと。これはちなみにまちづくり部の職員なんですか。どこの職員、区の職員って。

○須貝基盤整備計画担当課長 環境まちづくり部の職員でございます。

○林委員長 そしたら、すぐ確認できるような気がするんですけど。けがの、どれぐらい暴力を受けたんですか、この書かれている区の。1名ですよ、複数じゃなくて。どっちなんだろう。

○須貝基盤整備計画担当課長 1名でございます。

○林委員長 1名。で、どれぐらい。

○須貝基盤整備計画担当課長 突き飛ばされたということでございます。

○林委員長 で、頭を打ったとか、腰を打ったとか、手を打ったとかになると、労災というか、業務内でけがをしていたら、多分、区の制度、地方公務員の制度に当たってくる、診断書も含めてなってくると思うんです。そこまでのけがではなかった。あった。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとそこまでお話ししていいのかどうか。個人的なお話ですけど、どうなんでしょう。労災を申請してございます。

○林委員長 労災をしている。だから、確実にけがをされていると。名前じゃなくて、年齢も言っていないんで。けがをされて、職務で、警備か監督で行かれたんですよ、夜のところで、このけがをされた区の職員は。で、突き飛ばされて、けがをして、労災というか、診断書もあるようなけがの状態だと。（「診断書がある」「労災が下りた」と呼ぶ者があり）これで、だから、やった、何かもう警察用語になるけど、飛ばした人が分からなかったから、けがはしたけど、被害は受けたけど、誰がやったか分からなかったから、被害だけ受けたというのが区の職員。それとも、分かるんだったら。

○小枝委員 駄目だ……

○林委員長 うん。そしたら、何か分かってきそうだし、ここかなと思って。

あと、いろんな考え方でいろいろあるところは、あそこを直せ、ここを直せというのは、僕も一応少しだけ勉強したんですけど、政治の立場からこういうのをやると検閲というやつに入るんで、こう書き換えろというのは言っちゃいけないことだと思うんですよ、報道機関に対しても。私はね。ただ、事実が違ふという指摘はした上で、判断をしっかりと広報広聴課長がしなくちゃいけないし、その後の追記がないというのは、やっぱり地方公共団体でこういう陳情が出てきちゃうところは、ちょっと課題かなと。

だから、けがをされた方のその後とか、書類送検をされましたのその後とかというのは、

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

やっぱり加筆をかけないと、なかなかいろんな多方面から見ると、これは別に9対1だからいいやとか、50：50だからちゃんと構えなくちゃいけないというわけじゃ、やっぱり全ての区民、住民対象ですよ。住民だったら住民の、千代田区民の方を対象に、嫌な思いをさせないようなホームページという記載内容に、古いから誤解というか、全然違う、こういった削除を求める、関する陳情なんていうのは、ちょっと私個人としてはあんまり区議会にはなじまないかなとは思っているんですよ。区の表現方法を削除しろというのは。今はいいですけど、議会のほうが多数で区長派が少数だったとき、あれを消せ、これを消せと議会のほうが言ったらめちゃくちゃになっちゃうんで、そういう政治の強さというのは出しちゃいけない。今は全く逆ですよ。あれを言ってもこれを言っても全部やってくれないんでしょうけど。だから、ここの追加のところだけは、少なくともちょっと連携して確認して返すぐらいはしないと、2年間の宿題を果たしてというのがいいんじゃないのかなと思うんですけども。

新聞のやり取りについてはやめましょう。新聞が、これ、正しいか正しくないとか、記者さんの目もあるし、報道機関のほうも間違いとかと、議会が間違えだと、あなたの記事は間違いですよ、フェイクニュースですよというのは、やっぱり好ましくないと思いますから。

○はやお委員 いやいや、その流れが違う……

○林委員長 だから、中身を確認はしなくちゃいけないと。

○はやお委員 事実を確認。区の話。

○林委員長 事実を確認して、区の職員がましてですよ、けがをされて、保険まで適用するような大きなけがを職務中に背負ってしまったんですから、その後の追尾ぐらいは、お互い、双方、これも職員だけいいというわけじゃなくて、工事の請負業者ですとか警備員にも、やっぱり優しさというかな、大丈夫ですかその後と言いながら、その後の経過、事件経過というのを、ここだけは変えたほうがいいのかないかなという気はするんですけどね。

○小枝委員 そうですね。

○林委員長 ばすっと切っちゃっているんで、事実の。刑事事件で書類送検ですとあって、その後、無事でしたとか、みんな分からないんでね。どうかな。そうすると、この陳情、中身じゃないですよ、広報ですよ。

何かあれば。部長が答える。課長。じゃあ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 様々ご指摘いただきましたので、事実を確認した上で、対応について広報広聴課と担当課と協議をして対応してまいりたいと存じます。

○林委員長 どうしますか。（「いいんじゃないですか」「いいと思います」と呼ぶ者あり）じゃあ、広報広聴課長、また前の課長と同じお話を、一字一句違わないように、議事録を読みながらでもいいですから、林課長が最後に言った表現を。

○並木広報広聴課長 ……内容……

○林委員長 内容が一緒だったら、事実が確認できたら加筆、修正を可及的速やかにやりますと言わないと、この陳情はホームページで、結構やっちゃいけない部類だと思いますので、僕らのほうで。うまく。

広報広聴課長。

○並木広報広聴課長 ご指摘を受けまして、所管課と確認をして、修正、追加等をさせて

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いただくというところでございます。

○林委員長 どうでしょうか。陳情を一括してと先ほどお話ししたんですけれども、（発言する者あり）この陳情って中身じゃないんですよ。ホームページの削除に関するで、様々な、何ページだ、4ページにわたった陳情ですけれども、僕らはやっぱり中身の、私たちですね、私たち議会のほうは、中身云々というのは、指摘はそれぞれこの後でも、ホームページのこの部分は違うんじゃないかと言っていたくのはいいと思うんですけれども、委員会としては、アップデートというか、何と言うんだ、更新。更新を可及的速やかに、事実を確認でき次第していただくように執行機関に申し入れるということで、これ以上のところはちょっと踏み込んで。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 じゃあ、それ、委員会集約として申し入れまして、この送付7－11、区ホームページ「神田警察通りの道路整備事業の進捗について」の削除に関する陳情は、陳情者にお返しするという形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。1本、これでは。では、こちらは行きまして、一旦休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時29分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、神田警察通り関連の陳情審査です。今、7－11の陳情審査が終わりまして、残りました従前からある6－3から6－41までで、今回新たに情報提供がありましたのが、移植をしたということですので、移植に限らず、神田警察通り関係の、どうぞ、委員の方、質疑。

○春山副委員長 確認したい。

○林委員長 確認したい。移植だけにかかわらず。はい、春山副委員長。

○春山副委員長 今回、2本移植されたということなんですけれども、今回、伐採されたのはなくて、移植だけ2本ということでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり、2本の移植のみでございます。

○春山副委員長 ちょっと確認を取りたいんですけど、先日伐採されたとき、ほかの委員の方が、中が空洞化していた木があったということなんですけれども、その辺の、今までの伐採済みの21本のうち、空洞化されていたものが何本あったのかと、この2本の移植されたのは、植えたのは全部植栽は同じ時期ですよ。違う。その辺の経過と今のイチョウの状態についてご説明いただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のご質問の21本のうち、伐採した21本、切り株状になってございます。そのうちの空洞が見かけられるものは7本ございます。

○春山副委員長 7本。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。それから植えた時期ですけども、様々植えてから、やっぱり枯れたりですとか、あと工事の関係で、抜いてまた植えたとか、そういうことで、この移植した2本というのは、直近、直近というか、まだ若い木ですので移植が可能という、そういう判断をしております。

○春山副委員長 すみません。ごめんなさい。数字で頂いたほうが分かりやすいので、今

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

の2本、移植した2本は、年数としては10年とか20年とか、その単位で教えていただきたいのと、残りの伐採予定のものの年数も教えていただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 恐らく神田警察ができたときに、その復旧でできているので、植えているので、神田警察署ですね、10年はたっていないと。あとほかの樹種、樹木については、恐らく50年から70年、大きいものですね、というふうに認識してございます。

○春山副委員長 もう一度確認なんですけど、残りの9本も50年近いものだということではよろしいでしょうか。

○林委員長 神田警察ができたときに植えた木を教えてもらったほうが早いかもしれないですね。

○春山副委員長 ああ、そうですね。

○林委員長 神田警察が移転したときに植えたんですね。

○須貝基盤整備計画担当課長 若い木。

○林委員長 うん。若い木だけ言ってくれば。

○はやお委員 それ以外は……

○林委員長 うん。分類ですよ。分からない。分からない。

○須貝基盤整備計画担当課長 いつ植えた。

○春山副委員長 いつじゃなくて、若い木の本数だけ。

○林委員長 若い木ですよ。だから、新た……。うん。
担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 若い木は2本、移植した2本だけでございます。

○春山副委員長 2本。なるほど。

○はやお委員 若い木を移植した。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 ありがとうございます。21本中7本が空洞化していたということは、ちょっと私も初めて今日聞いたので、かなりの老朽化しているなど。日本各地で老木の倒木で車が破損したりとか、けが人が出たりとか、いろんなことが起きているので、やっぱりこの街路樹の老朽化というのは、本当に千代田区としては何か真剣に考えなくてはいけない課題だなというふうに思います。いかがでしょうか。

○小枝委員 関連。関連、関連……

○林委員長 じゃあ、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 すみません。東京都の街路樹マニュアルの中に、この今のただいまの樹木の空洞化に関する記載のページが、今日資料を持ってきていないんですけども、私が持っている資料にはあります。区のほうも当然お持ちだと思うんですけども、そこには何が書かれているかというと、空洞率5割というの、50%というのが一つの基準で、この空洞化しているから樹木が弱って枯れてしまうとかいうものではなくて、逆に空洞がなくても弱っているものはある。その診断をする際に、空洞というものをイコール枯れていくというふうには見ないというのが街路樹診断の一つのマニュアルがあるので、あれば資料をここに出してもらおうといいかなというふうには思うんですね。

要するに樹木の健全度を推し量るのに、そのために樹木医とかがいるわけですけども、

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

このここの当初の32本でしたっけ、については、1本を除いて、1本というのは、1本だけがCで、このCというのはちょっと存続できないというのは、車のほうの建築限界にちょっと倒れ込んでいるがゆえに、撤去というかC判定になった。それ以外はみんなA、B判定だった。そこがまず前提としてありますよねというところは、確認を一旦しておきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 診断マニュアルに従って樹木医が診断してございます。この32本なんですけども、神田警察前の1本については、植えたばかりということで、診断してございませんが、31本、32本中31本、診断をいたしまして、Aですね、A、健全に近いというのは9本、B1、注意すべき被害が見られるが11本、B2、著しい被害が見られるが10本で、不健全というものが1本ということでございます。（発言する者多数あり）

○小枝委員 それで、東京都の街路樹診断マニュアルみたいなものがありますよね。そこに、この今のABC判定についての判断というのが載っていると思うんですけども、つまりA、Bについては、何というんですかね、一定の対処をしていけば、木としては十分、人間でもちょっと体調が悪いときはあったりするけれども、Cは、先ほど言ったようにCについては、木の強度の問題じゃなくて、確度、計算の問題で、Cだよという判定だったんですね。それは覚えていますよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○小枝委員 うん。で、A、B、Cのこの3ランクについては、木としては伐採すべきものと判断しない対象ですよね。その……

○林委員長 何か、ちょっといいですかね。あんまりいい整理じゃないと思うんですけど、一つ、この移植を大手町にしたのはAの9本の2本、診断していないやつ。と、あと、切ってみて空洞だったやつがこのBプラスとかCとかだったというのを言ってくれば、切ってみなきゃ分からないやつなんで、それも併せてクロスかけて見せてもらおうと、僕らのほうでも、ああ、Cはこんなに穴だったとか、えっ、Aでもこんな空洞があるのかとか、小枝委員が言うようにね、そこの違いが分かるんで。

○須貝基盤整備計画担当課長 まずAですね。Aの移植したものの2本のうちの1本は、若いので診断していないということです。もう一本の移植したものはAということです。

○林委員長 うん。なるほど。

○小枝委員 なるほど。

○林委員長 そう言ってくれと分かる。

○須貝基盤整備計画担当課長 そして、空洞のあった7本、この図面でいきますと、北側の2本目、これがB1。4本目、これはB2。5本目、これはB1。飛びまして、テラススクエアのこのハッチのかかっているところ、これがB2ですね。それから一番右の北側の右、これがB2。それから南側に行きまして、南側の一番左、これは先ほど小枝委員のおっしゃっていた建築限界を侵していた、即切らなきゃいけないというものでした。で、空洞のあったのは3本目、これはB1。それから5本目、これはB2です。

○林委員長 うん、なるほど。そうすると、切ったので、Aのやつはまだ切っていない。切っているの。あれっ。切っているの。

○須貝基盤整備計画担当課長 今までお話ししている診断は、それ、まず健全度診断と基

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

本となるものがあって、今回この整備に当たっては、移植適正度診断というものを行っております。健全度、健全であっても、それをどこかに移植するということができるかということ診断していくと、それも移植ができない、結局大きくなり過ぎているので移植できないという樹木がほとんどでございます。計画に従って、今Aであっても移植はできないので、伐採をしているのがございますので、Aであっても伐採している樹木もでございます。

○林委員長 根っこが大きくなっちゃうとなんでしょうけど、切った中で、空洞で、B1とB2が確かに混在していましたよというところで。

岩田委員。

○岩田委員 関連で。木の空洞というのは、切ってみないと分からないものなんじゃないか、そもそも。

○須貝基盤整備計画担当課長 樹木診断でたたいたりしまして、異音があれば空洞があるんじゃないかということと、あとその後、本当にそれを調べなければならないときは、レジストリーといいまして、棒を刺して空洞がどれくらい進んでいるかというのを調べるということでございます。

○林委員長 内視鏡。内視鏡じゃないか。

○岩田委員 自分の記憶が確かであるならば、健康な木は移植するみたいな話だったんですけど、でも、大きくなったんで移植できないという話ですが、それは別に診断しなくても、大きさなら見れば分かりますよね。大きくなり過ぎて、ああこれはもう無理だなというのは分かりますよね。

あと、樹木診断のことですが、結構穴の空いていない木もあったわけで、それも移植ではなくがんがん切っちゃっていますけども、それというのは、やっぱりこれは移植は無理だからという、最初からそういう判断だったということなんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでも申し上げていますが、移植可能なものを移植2本として計画して、2本を移植したということでございます。ほかのものは移植できないという判断をしています。

○岩田委員 それが、大きいものでなくても、そんなに小さくなくて、しかも穴が空いていなくても切っちゃっているのもありますよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 ですから、それを樹木医が健全度調査をしまして、移植できないという判断をしているものでございます。細くても、もともとの活性化、活性度、それがいいものは、移植してもつかないという判断でございます。

○春山副委員長 難しいですね、移植……

○岩田委員 それは穴が全く空いていなくて、例えば切り口が、何というんですかね、例えば野菜とかを見れば切り口とかで分かるじゃないですか、ああこれは新鮮なものだみたいな。そういうのを見ても、健全だというような、思えるようなものでも、そういう判断のちょっと仕方を、ちょっともう一回教えてもらえますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 外観診断ということで、枝ぶりですとか活力、本当に枝の葉っぱの出方だとか、そういうものを判断して外観診断というものは行っております。

○岩田委員 ふーん。

○林委員長 小枝委員。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○小枝委員 駄目。いいですか。ごめんなさい。一応ホームページを見ていいよというよな、あれっ、ことだった。何でしたっけ。そうですね、元に戻ります。令和3年度街路樹診断等マニュアルと、東京都建設局のマニュアルがあります。このマニュアルの中に、先ほど言ったA判定、B1判定、B2判定、C判定の手続が書いてあって、C判定については更新、撤去、植え替えとなっているんだけど、A、Bについては、日常的観察、点検、剪定、樹体保護など、街路樹の状況に合わせた処置というようなことで、更新する必要はないよということになっています。ただ、非常に、それでその上で、ステーキホルダーとの調整というふうにこのページ立てとしてはなっているんですね。つまり東京都のほうも、この街路樹の健全状態を保つための包括的管理についてのフローというものをちゃんと整理していて、これはもう千代田区も同じ考え方に基づいているというふうに考えてよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ほぼ同じと考えていいと思います。

○小枝委員 ですね。その考え方に基づけば、あんまり何というか、物事をややこしくする必要がないというか、要するに手順手続論なんですよ。1回、例えば樹木医さんの判断でオーケーだよと出たけれども、もう一回ダブルチェックしたら駄目だということもあり得ると思います。けれども、少なくとも平成30年とかそのくらいの頃かもしれないけれども、この街路樹に関しては、1本を除いてC判定はなかったという状態なので、基本的にはステーキホルダーの皆さんには、維持保存できる状態にあるよということを、一旦、何というんですかね、説明すべきものになっているわけなんですよ。

それを、今ややこしくなっているのは、穴が空いている、空洞が空いているものはもう枯れちゃうんだという極論になっちゃっていて、それは千代田区にはそういった樹木の専門家がいらないというせいもあるかもしれないけれども、基本的に行政は書類と手順手続主義なので、この東京都のマニュアルに基づいていけば、現状においてはそういうものではないということは明確に言っていただかないと、素人は、穴が空いていると、ああもう駄目だというふうになってしまって、そこはもうエビデンスとしてはそうではないということがこのマニュアルの中にも書かれているんですね。むしろ5割を超えた場合は考えなくちゃいけない、5割を超えたものについてはやや見守りは慎重にしなければいけないという、そういうふうになっているはずなんですよ。そこは明確にしていきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 その判断もありますけども、まずステーキホルダーに説明しているかということでは、協議会でご説明もしていますし、委員会でもこういう報告をして、その上でこういう計画になっているということはお話ししているところでございます。

空洞につきましては、空洞があるから即伐採と、そういうお話はしたことはございません。ただ、健全かと言うと、健全ではないと。空洞ができるということは、やはり普通ではないということです。街路樹という、そういう環境の非常に悪い状態で一生懸命木は生きているところですけど、空洞は、ですから、空洞があってもそれが普通で健全だということにはならないということでございます。なので、安全を期するためには、常にその空洞が広がっていくかどうかというのはチェックしていく必要がございますし、ここに関しては、移植するかどうかという話になったときに、移植はできないという、そういう判断をしているものでございます。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○小枝委員 ここは、はっきりさせてもらいたいところというのは、この街路樹診断等マニュアルの東京都の考え方、これは専門家がたくさん集まってつくったものですから、その中で、B判定のものは基本的に伐採すべきものではなく保全していくべきものだということの線引きは、ちょっと一旦はっきりさせたほうがいいかなと思って、そのところは質問をさせてもらいました。

ただ、この先のことを考えたときに、というのは、行政内部でもそこが、何というのか、結構分かりづらい発信をしちゃっているんですよ、何か。それがまた感情論になってしまいうとよくないので、そこはちゃんと行政の手續に基づいた見解ということで、その上でこのところをどうするかというのが、先ほどの絵の中でいくと、絵というか出された資料の中でいくと、住民のほうから出されてきている、信号のところには4本ありますよね。信号のところの日傘となる部分は残してもらえませんかというような要望書を予算のほうに出してもらいましたけれども、そのところは、今、判断、判定の中ではどういうふうになっているんでしょうか、そのA、Bの分類の中で。

○須貝基盤整備計画担当課長 健全度診断でいきますと、テラススクエアのところの1本、それはB……

○小枝委員 声が聞こえない。

○須貝基盤整備計画担当課長 Aですね。

○小枝委員 どこですか。テラススクエアの。

○須貝基盤整備計画担当課長 テラススクエアのところの。

○小枝委員 うん、1本はA。

○須貝基盤整備計画担当課長 Aです。それから、トラッドスクエアのところ、こちらはB2です。これはもう外観を見ていただければ分かりますけど、空洞、幹割れを起こしております。それから神田税務署の角のところ、これもB2で、これもご覧になっていただければ分かりますけど、幹割れを起こして、芯まで幹割れを起こしております。それから、一番右下、南側の移植した横の木ですけども、これはB2です。

○小枝委員 どれですか。南側の。

○須貝基盤整備計画担当課長 3月14日実施の2番の右隣。

○小枝委員 あの赤いやつ。

○須貝基盤整備計画担当課長 あ、違う。失礼しました。一番右ですね。これは——あれっ、これは書いてねえな。

○小枝委員 右から何番目。

○須貝基盤整備計画担当課長 B1ですね。

○小枝委員 右から何番目。

○須貝基盤整備計画担当課長 一番右です。

○小枝委員 一番右がB1。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。失礼しました。

○小枝委員 一番右がB1。私もこういう状況で、追い詰められていろいろ勉強したというのはもちろんあるんですけども、区のほうが出してくださった、にぎわいの何ですか、ウォーカブルな道づくりの見本という中の、筆頭に大阪市の御堂筋というのが載っていたので、これは勉強しなくちゃということで、昨年すぐすっ飛んで行って、現地を見に行っ

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ていて、一つよくよく分かったことは、つまり先ほどから健全かどうかという話があるんだけど、それはやっぱり並木を維持するに当たって、必要に応じて植え替えというのはやっぱりして、植え替えをするから並木が維持されるということもあるんですよね。そういうことで引き継がれていくという思想、考え方。

それから、御堂筋に関しては、もうあそこは車道から全部広場化しちゃうということで、10年後にはみんな車道じゃなくてみんな広場にすると。で、下の根っこが今は車道の下に伸びていくような、地下空間の絵までできていたりとかするんですよね。そういうふうなところにウォークアブルのまちづくりは行っているんだというのを見たときに、そういう議論はしてきたけれども、やっぱり私たちのほうもというか、千代田区としては、そうした考え方は不十分だったんじゃないか。先ほどの陳情にもありましたけれども、それから落ちてくるギンナンについても、当然そうした、今お掃除できないと苦情があると思うんですけども、そこは、御堂筋は800本のイチョウから落ちてくるギンナンは、もう早いうちにつついて取って、140万でそれを全部、ギンナンを食べられるというか、すぐ販売できるようなものにして、全市民に秋祭りで配布するという、そういうやり方もしていたんですね。

どの道を選ぶかというのは、私は基本的に区民が選ぶことだというふうには思っているんです。みんなで考えて、みんなで選ぶことだというふうには思っているんです。けれども、そうした情報収集とかが十分でない部分もあったんじゃないかというところは、今、振り返ってどうなんでしょうか。お考えは。

○須貝基盤整備計画担当課長 これまでもお話ししておりますが、協議会でご意見を伺ったり、それからこの委員会の中でも陳情審査もございましたけど、そういう中でいろいろと検証しながら、計画等も少しずつ修正しつつ進めてきたということでございます。それから、アンケート調査も行いましたし、ホームページにも掲載して皆様にご理解いただけるようにしているところでございます。なおかつ住民訴訟のほうでも、工事の決定手続で、住民意向の聴取や反映が不十分ではないと、そういうように判断してございます。

○岩田委員 関連。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 そういう協議会でこういう話をしたとか、アンケートを取ったとか、そういう話ではなく、他の自治体でこういう成功事例があるよというのを聞いて、あ、千代田区でもこういうふうにかやってみようかなみたいな、そういうような考えとか、そういうような知恵出しとか、汗のかき方とか、そういうのはないんですかと思いますが、どうでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 地域によって違うとは思いますが、それぞれいろんなところを勉強しながら進めていきたいとは考えてございます。

○桜井委員 関連。

○林委員長 桜井委員。

○桜井委員 今回、一番最初に春山副委員長から空洞化のお話が出て、ああ、こんなにあるものなのかなということが改めて分かりました。その後の議論の中では、健康なものはそのまま残してもいいんじゃないかとか、空洞化の激しいものについては早く切ったほうがいいんじゃないかとか、そのような意味の発言もあったように私は理解しましたが、

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

これはあくまでも事業計画に沿ってこれをやるということを忘れてもらっては困るんですよ。もうこの順次こう来ていますけど、空洞化だったというのは結果であって、もちろんそれは残せば一番いいけども、事業の計画というものが一番最初に示されて、我々議会の中でも議決をきちっとしているんです。それで、事業のほうを進めましょうという形の中で、今回このどこに移設をするのかというご報告を頂いているということでございますから、もうそれは、このことについては、地域の方の協議会の合意も得ながら、アンケートも取りながら、やることをきちっと今まで区としてはやってきているんだから、このところはあくまでも事業計画に基づいて整備をしていくというところをしっかりと示していただきたいと思います。いかがでしょう。

○藤本環境まちづくり部長 桜井委員に今ご指摘いただきましたが、これまで沿道関係者で構成される協議会でしっかりと議論を頂いたということと、議会の議決も頂いているということ、それから司法の場でもはっきりとしているということもありますので、それを踏まえて、我々はしっかりと計画どおり工事を進めていきたいというふうに考えています。Ⅱ期工事も計画どおり進めるということはもとより、Ⅲ期以降についてもしっかりと迅速に進めていきたいと思っております。

○桜井委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。部長からそのようにご答弁いただいたんで、そもそもはこの移植のことを今日のところではご報告いただけるということだったので、ちょっと聞いておきたいんですけども、この2本の移植をされるんでしょ、2本。

○須貝基盤整備計画担当課長 しました。

○桜井委員 あ、「しました」。ごめんなさい。

○林委員長 終わっちゃった。

○桜井委員 この場所にした理由というのがあるんですか。例えば土壌だとか風だとか、何か特別な理由、ここに決めた理由というのがあるって、どのようなことなのかというのを教えていただけますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 まずイチョウの並木であると。統一性というところで、イチョウが植わっている通りというところと、あと、空きますと言ひまして、枯れたりとかそういうところで、既に空いてしまひている部分が何か所かございます。その後、補植ができていなかったところ、そのところに、こういう移植とかもありますので、そういう少し様子を見ながら、ありますけど、そこに空いていたところがあったので、そこに植えたということでございます。

○桜井委員 私は素人なんでよく分からないんですけども、千代田区の様々な樹木を見ても、根上がり、根が上がってしまひてサークルのところからはみ出したり、つまりいて危険だなと思ひれるところってありますよね。根がどれだけ張っているのかというのもしらないんですけど、こういう移植ができるというのは、どうなんですか。根を張ってあるやつをもう切っちゃって、それで、ぽんと植えれば根づくものなんですか。よく分からないんだよ、そこら辺の。

○須貝基盤整備計画担当課長 千代田区の道路というのは、埋設管が非常にふくそうしてありまして、根も埋設管の中を巻き込んだり、そういう状況がござひます。ですので、そういうのがない公園だとか自然のところであれば、穴を大きく取って、根鉢と言ひますけど、それを大きく取れば。あと運ぶという、道路を運ぶということになると、道交法で

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

長さが決まっていますので、頭をぶつ切りにしなきゃならないと、相当切らないとできないということがございますので、なかなか移植というのは難しい。やっても根づかないというところが多いというところがございます。

○桜井委員 はい。いいですよ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 いろいろな意見があると思うんですけども、何とおっしゃいました、事業計画に沿うという考え方なんだけれども、この意思決定、意思形成がどうだったかというところからすると、みんなで決めたものであれば、それはもう一つの知恵出しをした中で、こうした御堂筋の例もある、こうしたイチヨウと桜の絵もある、いろんな住民との対話の中で決められたものが、万一、それがみんなで話し合っただけでやっぱり桜にしようよとなったんだしたら、私はここまでは言わないんです。

ところが、今日の先ほど集約した陳情の7-11という先ほどの内容に、非常に重要なことが1点書かれているんだけど、2ページのところの（2）のところに、神田警察通り沿道賑わいガイドラインのことで、ここは参画・協働ガイドラインに反する、要するにパブコメをやらなかったりとか、そういうことを指摘しているんだけど、私がここで指摘したいのはそこじゃなくて、イチヨウを伐採し、桜とすることを決めたのが、令和2年12月2日の第17回協議会だというふうに書いてありますね。これは確かにずっと区のほうでそういうふうの説明をしてきたから、住民はそういうふうにいるわけなんです。だけれども、私が何度か指摘しているように、もう既に第14回、平成30年12月の協議会の中で、ただいまの担当課長のほうから、ここの既存のイチヨウをここに残すことはできないともう既に断言して、樹木に関する勉強会に入っていますよね。つまり、もう平成30年12月にはそう決めているわけなんです。そこは事実間違いはないですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうです。計画の中で、平成30年、Ⅰ期工事が完了したんですけども、Ⅰ期工事に限っては、パーキングをなくして、イチヨウを、街区も大きいということもありまして、パーキングをなくすことができます。その上でイチヨウを残すことができるということはお話ししております。Ⅰ期に限ってということでお話はさせていただきます。

○小枝委員 イエス、ノーで答えてもらえるとありがたいんですけど、その平成、第14回というところで、もう残せないんですという話をしたということは間違いありません。

○須貝基盤整備計画担当課長 間違いございません。

○小枝委員 ありがとうございます。その段階では、区議会のほうにもそういうふうには言っていないし、平成23年でしたっけ、つくったガイドラインの中でも、このⅡ期においてはイチヨウを保存するというふうになっていたままの状態、急にそこで、残せないんですということを課長が断言されているんです。つまりそこで、平成30年に、ここはイチヨウを伐採して道を整備しようというふうに行行政内部で決めたということがうかがわれるんだけど、その後、アンケートを取ろうが、学者に聞こうが、もうそもそもアンケートそのものに、イチヨウを保存して改良していくという選択肢は残っていなかったんですよ、アンケートの中で。その他記載はできたとしても。そういう議会から様々な申入れがあって、街路樹に関して丁寧な聞きなさいよと言っても、もうそもそも平成30

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

年12月で決めてしまっていた。

それはどういうことかという、平成29年2月からまちづくりについて対立している案件については、区外の日本橋とかそういうところで、当時の副区長と今の副区長と、それから逮捕された議員とが懇談をして、そこで会議をやって物事を決めているという渦中の中にあつた。もちろんその議事録があるわけじゃないから、このことについて話し合われたかどうかということまで書いては、私はそこまでは言っていないけれども、ただ、住民が対立する案件について話し合いが持たれていたという、平成29年と30年は渦中のときであつたということは、知っておいてもらいたいですね。そういう時系列の出来事であつて、そしてそのことをちゃんと段階を説明しないで、令和2年12月に決めました。17回ですと言うのは、正しい説明ではないんです。第14回が節目だったんです。そしてそのときは、意思決定がゆがめられていた最も山場というか、契約情報を流すような、副区長が先頭に立って契約情報を流すような時代の出来事であつたということは、今新たに明らかになっていることなので、新たに明らかになっていることに基づいて、区民に対して配慮すべきところがないかということをお答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 小枝委員のおっしゃっていることがよく分からないんですけど、Ⅰ期工事も、そもそもが伐採して新たに植えると、そういう計画でした。ずっと神田警察通りを通してそういう形で行くということで進んでおりました。それを変更したと。それが平成30年で完成しました。で、Ⅱ期工事がこれから始まりますというときに、Ⅰ期に限ってはというお話で、街路樹が今の位置ではこういう整備はできませんというお話をしていると。何も間違っていないと思います。

○小枝委員 いやいや。そんなところで繰り返したくないんですけども、神田警察通り賑わいガイドラインの中に、Ⅰ期工事とⅡ期工事はイチョウを保存するというふうに書いてありましたよね。そして、その段階でも、この平成30年の第14回の段階でも、そういうふうに書いてありましたよね。それを変更するなんていう話にはなっていなかったですよ。なので、Ⅰ期工事のときはそれを読まずにそれこそ事業計画をつくっちゃったから、その事業計画は、さすがに自分たちが決めたことに反してそのまま執行することはできないということで修正をしたという、そのときですよ。そして工事が完了したのが、Ⅰ期工事が完了したのが平成30年。そしたら住民が、Ⅰ期とⅡ期が、それまではガイドラインを見ていなくても、Ⅰ期とⅡ期は同じゾーンだから、残るんだなというふうに思うのは当たり前ですよ。Ⅰ期も切る計画でしたなんて、誰が決めたんですか。ガイドラインに反して誰がそんなことを決められるんですか。どんな権限があるんですか。日本橋で決めたんですか。誰が決めたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そういうお話はいろいろご指摘がありますが、裁判においては、契約に係る決定する手続には問題はないという判断をさせていただきます。

○小枝委員 今、Ⅰ期工事のことまで言われたんで、Ⅰ期工事もう切るのが当たり前の計画だったというふうに言われると、それはもうガイドライン無視になるから、それは認めるわけにいかないですよ。そして同じくⅡ期工事においても、ガイドラインはそのままの状況、令和2年の議決の直前までガイドラインはそのまんまだったわけだから、それは行政としては計画に基づいて予算づけするのが行政なのに、自らガイドラインを無視してつくりましたというわけにはいかないでしょということは、もう繰り返しはしませんの

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

で、指摘をしておきます。

裁判がということもおっしゃるんだけど、それは官製談合の実情について全く知られていない中での出来事なので、平成29年、30年の前後の出来事が明らかになってくると、意思形成過程がゆがめられた時期であるということは明らかになるだろうと。そうすると、これはやっぱりみんなが決めたという経緯経過になっていないなということになると、これはよくお触れ書き行政と言うらしいんですけども、もうこのお触れ書きを見て住民が知るんだと。そういう、それを千代田区がやってしまったと。住民がそういう状況に置かれたということは、さもありなんということに、新たなエビデンスが出てくるにつれてなってくるということは頭に入れておいて。

私が言わんとするところは、ゆえに調整というもの、要するに、何というんですかね、ここで調整をするという懐がなければ、みんなが、何というんですかね、つらい思いを続けるようなことに時間を使ってもらいたくないなというふうに思うので、そこだけはお願いたいですよ。これ以降はきっとみんな、こうした意思形成をゆがめられるようなことのない正しい区政にやっていこうということだと思うんですけど、今は過去にやってしまったことの一つの修正をしながら、大変区としてはいろいろな様々な面でゆがめられた意思形成過程の中で、住民の意見を反映して、みんなで決めるやり方ができなかったことについては、全面、反省をしながら汗をかいて、対話をちゃんとしながら、一定程度の譲り合いで納得のいく線を探していきますと、そういう汗のかき方をしてもらいたいですよ。そこはどうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返しになりますけども、これまで適正に手続をしておりまして、裁判のほうでも、住民の意向の聴取や反映が不十分ではないと、そのような判断を頂いてございます。

○小枝委員 A Iとか、最近チャットGPTとかに聞くと、こういう状況になりました、どうしたらいいですかと聞くと、ここは対話し、調整して前に進みましょうと言いますよ。もうコンピューターよりも機械的というか、今やコンピューターのほうが人間的なのかもしれないですね。

そこ、まあ、それ以上の答弁は出てこないんですかね。そこは詰めても、みんなが決めるまちづくりになっていないよと。そして、ここはこれから、安田不動産の再開発であるとか、ここのまちづくりというのはこれからなんですよ。失望するのではなくて、みんなでテーブルを囲んで前に進めるような、今、道路は広場なんだから、広場としての道路を、みんなでベンチがあって座れたり、季節の花々をかわいがったり、外に出たらちょっと近所の人との対話や語らいがあったり、そういう道にしたいということで今やっているんですよ。そこに向けて、汗をかいていただきたい。

○藤本環境まちづくり部長 小枝委員のおっしゃることもよく分かりますが、ただ、このこれまでの計画を踏まえて、やっぱりこの工事を待ちわびている方が大勢いらっしゃるということも、しっかりと我々は受け止めなければいけないと思っております。そういった理由から、この工事はしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

○林委員長 春山副委員長。

○春山副委員長 関連で。先ほど桜井委員がおっしゃられたとおり、もう議決もしていますし、多くの方々がとにかく早く一刻も整備をしてほしいと。治安的にも不安があると。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

私も何度か夜見に行きましたけど、やっぱり本当に殺伐としているというか、空気感が本当に対立しているというような中で、やっぱり沿道の方々は一刻も早くまちを、自分たちが望んだようにぎわいであったりとか、道路空間が整備されているようなまちにしてほしいというご意見が多々ある中で、やっぱりこれは一刻も早く進めていただくべきだと思います。

ただ、1点、私も今まで何度も質疑させていただいてきていますけれども、先ほど課長が、街路樹はとても生育環境が悪くて、普通の樹木として育っていくにはとても劣悪な環境の中にいるということで、今回の計画の中では、次の計画の中で、街路樹の根の育成をちゃんとできるようなグリーンインフラを使って、生物多様性であるとかCO₂の吸収であるとか、コミュニティの維持になるような、細かい変更というのはこれからまだ検討する余地はあるんでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 今、春山副委員長のおっしゃいましたグリーンインフラですが、繰り返しになりますが、グリーンインフラというのは、非常に自然の環境が有する機能を利用しまして様々な課題を解決すると。非常に重要なものです。下水への負荷を軽減したり、豪雨対策になったり、景観の向上になったり、生物多様性にも役立つという話もありますので、そういったもの、しっかりとこの街路樹の土壌のところにも入れるようにして、そういったしっかりとした機能、こういった環境に優しい機能であるということをしかりそういうのも導入して訴えていきたいというふうに思っております。

○春山副委員長 ありがとうございます。

ぜひ、道路空間から排水される雨水が、一番やはり汚水に影響している中で、日本橋川の水質改善ということも並行して議論している中、警察通りを単純に歩行空間とかだけじゃなくて、環境政策に対しても寄与するような何か変更というのは、やっぱり期待したいと思いますし、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 部長も申しましたが、レインガーデン等、環境に配慮した施策ですね、そちらを検討してまいります。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 工事を早く一刻もという気持ちは、どの住民も同じなんだと思います。そのときに、今残っている数本の本を残したら、工事って、できないかという、実は、進められるんじゃないのかなというふうに思うんですね。そのほうが、実は、スムーズにいくんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこはどうなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そちらにつきましても、裁判の東京地裁では、位置関係等によれば、街路樹が現在の位置にあると、歩道及び自転車走行空間を整備することができないと言わざるを得ないとしております。

○小枝委員 今のは答弁になっていないと思うんですけども、20センチの話ですよ。それがあると、そこの議論って、また条例の話になるんだろうけれども、あの条例の話というのは、平成26年かな、そこで、東京都に準じて、おおむね2メートルというものを提案してきて、それで提案して議決されたんだけど、要綱の段階で、2メートル、おおむねの幅というか、幅を持たないものにしてしまったという内容だったと思うんですね。なので、その要綱を変えれば、全く1本20センチ足りないから駄目だという話では、条例上はなかったというふうに私は記憶しています。そこは、多分、間違いはないですよ。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

だから、こうじゃなきゃ駄目なんだと、何というんですかね、ちょっと古い昭和な言い方だけれども、テーブルをひっくり返すような男性型の考え方ではなくて、もう少し柔らかく、ここのところはこういうふうにすれば、これができるよねというような考え方の中で、先に進んでいくほうが、まさに、工事を待ちわびている方々に早く一刻も先に進みましょうというアクションになるというふうに私は思うので、そこは、一つのグリーンインフラの考え方の中で、何というんですかね、少し視野を広げて見ていてもらいたいなというふうに思います。

お互いにもう意地になったり、意固地になるのはやめて、仕事を前に進めていく。そのことのために、一致団結できる方法を考えられるのが人間の知恵だと思うので、どうか、そこはよろしくお願いいたします。

○岩佐委員 ちょっと関連でいいですか。

○林委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 ちょっと、今、要綱の話が出ていたんですけれども、2メートルという幅員が、車椅子が擦れ違えるという目安的なことでご説明をされていたので、じゃあ、譲り合えとか、20センチぐらいという話になってきちゃっていたと思うんですけれども、ちょっと私はあのときに申し上げましたけど、やっぱり内部障害とか、そういう難病とか、いろんな障害、目に見えない障害のある方が、結局、幅員が足りていないところで譲り合えない人がいる、譲り合いにくい人がいる。でも、はたから分からないから、車椅子は見た目で分かるので、譲ってもらえるけれども、内部障害のある人というのは、譲らなきゃいけない側になるわけですよ。そうすると、ちょっと譲り合えれば何とか通れる道というのは造っちゃうというのは、そういった方に、やっぱりバリアフリーというのは、そういう意味で、全ての方のために基準があるわけですから、そこに関しては、もう少し、しっかりとそこがすごい重要なんだよという観点で、特に、錦町三丁目の施設が準備される中で、あそこの神田警察通り、今でもすごく渋滞する時間がありますよね。学生さんもたくさんいらっしゃるし、夜中は何か全然人通り、全く本当に通っていないときもありますけれども、昼間は本当に結構人通りがあって、割と譲り合わないといけない、普通にベビーカーとかが通っていると、普通の何もベビーカーでもない、車椅子でもない人は、やっぱりちょっと譲ったり、譲り合ったりするわけですよ。

そういう中で、しっかりと空間を取っていくということは、まず最初に、バリアフリーなんだということは、もう少し、今回の中で、何か本当に街路樹の話だけになっちゃっていますけれども、ここは、本当に生活道路であり、そして、錦町三丁目ができる道路であるということを重要に考えて、そういったことがあったから、いっぱい議決をされてきたわけであって、もちろん街路樹の樹種ですとか、街路樹の見た目とか、すごく大事ですし、CO₂とかということも言えないわけじゃないので、どこまでCO₂の効果というのは、ちょっと定量的な話ができるわけじゃないんですけれども、そういったことも、本当に街路樹は大事だと思いますけれども、やはり、障害がある人たちの行動、そこはまた錦町三丁目の施設があるということに対する道路の重要性ということ、しっかりと考えた上で、議決してきたということ、もっと説明をしていてくれないと、あまりにいろんな歴史がどんどんどんどん積み上がってきちゃって、もう何のためにみんな戦っているのかよく分からないですよ。皆さん、何で皆さんこの街路樹だけこだわっているのかも分からな

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

いですし、区の人、じゃあ、意固地になっているというふうに言われちゃうわけですから、ちょっと、その説明をもう少しクリアにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 岩佐委員のおっしゃるとおり、この計画ですけれども、狭い歩道を、子どもも、お年寄りも、障害をお持ちの方も、誰もが安全、そして、安心して通行できる歩道にしてほしいと、そういうご要望を頂いております。それを受けまして、沿道協議会で、長期にわたって議論を経て、作成したものでございます。ご指摘のとおり、そのところがまず第一でございますので、そのところを念頭に入れて、整備のほうを進めていきたいと存じます。

○林委員長 岩田委員。

○岩田委員 まず、街路樹の劣悪な環境の話ですけれども、確かに空気もよくなくて、劣悪な環境だと思います。その劣悪な環境のイチョウを切って、桜を植えるといったら、じゃあ、桜はいいんですか、劣悪な環境。それは理由にならないと思うんですよね。結局、桜だって、かわいそうじゃないですか。桜はいいんですかね。というのが一つ。

あと、車椅子が、何だ、お互いに行き来できるようにというんですけど、じゃあ、車椅子が年に何回擦れ違うということがあってしょうね。実際に、車椅子の乙武さんという方が、元議員の方が、そこを訪れて、いや、これぐらいだったら、譲り合えばいいんじゃないのって、当事者の方が言っていましたね。（発言する者あり）そして、さらに、ちょっと岩佐委員がうるさいので、注意してください。うるさいです、岩佐委員が。

○林委員長 はい。続けてください。

○岩田委員 はい。そして、さらには、車椅子の方も、夏の暑い日差しが街路樹で日陰になって助かると、外に出られるというふうにおっしゃっているわけですよね。そういうのも何か全て切りたい、どうしても切りたいから、いろいろ何か理由づけをつけているようにしか見えないんですよ。だって、Ⅰ期工事は、車道側のほうの、何だ、ガードレールを取って、街路樹から車道のほうに歩道を広げたわけですから。そういうやり方もできるというのを、やっぱり、皆さん思っている。で、何でこの街路樹だけにこだわるかといったら、それは地元だからですよ。地元の環境が変えられる。そういうことじゃないですかね。と思って、それ、最後に、決まったことだからやる、それは区の姿勢も十分分かります。ただ、その理論で、ずっともう何年も、こういうガチンコ勝負の感じで、木を守りたい方と木を切りたい区とでガチンコ勝負になって、ずっと切る、切らないというふうになっているわけじゃないですか。だったら、ちょっとやり方を変えて、もうちょっと、じゃあ、ここら辺で妥協するみたいな、そういうのが何かないと、いつになっても、ずっとこのままで時間もたつ、お金もかかる、そういうふうになるんじゃないのかなというのは、再三再四申し上げていますが、一応、これが最後の私の質問です。

○須貝基盤整備計画担当課長 予算委員会でも、特別委員会でもお話ししましたが、そのときにも、やり取りを随分やらさせていただきました。それでもって、ご理解いただけないというところが非常に残念なところでございます。

この計画は、先ほど申し上げたとおり、木がどうかではなくて、まずは安全第一、安心な道路を造ることが第一ですので、計画どおり進めていきたいという気持ちは変わってございません。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○岩田委員 答弁漏れです。桜がかわいそうという話、言っていないですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。一つずつお答えいたしますと、桜はいいのかという、桜も結局同じです。劣悪な環境には変わりありません。（発言する者あり）その中で、ただ、景観ですとか、潤いですとか、そういうもので、皆さんで決めていただいたものが桜ということでございます。

それから、車椅子の擦れ違いが何回かというのは、それは把握してございませんが、そういうレベルの話ではないという認識でございます。

○小枝委員 委員長。今のに関連。

○林委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 みんな、何というのか、大切にしなければいけない本当はテーマをみんな言っているんですね。もちろん車椅子だって大切、それで、内部障害だって大切、それから、高齢者だって、子どもだって、それで、何ですか、グリーンインフラだって、要は、みんな大切なんですよ。それを22メートル空間の中でどういうふうにデザインしていくかといったときに、これは御堂筋のウォークアブルの会議で学んだことでもあるんですけども、そういう課題、もっと優しい道にしたいよね、もっと環境のいい道にしたいよね、もっと人がつながって出会える道にしたいよねという幾つかの課題設定を、恐らく四つでも、五つでもあるんですよ。それを置いてみて、そこから空間形成をするというのが、道づくりでまちづくりなんだということを、バルセロナだか、メルボルンだか、世界の方も皆さんおっしゃっていて、そこは、千代田区は道路というと、もう一直線というふうに思い過ぎてしまっていた過去が長かったので、今回、その点では、マッチングができていないし、ボトムアップ、みんなで参加する道づくり、まちづくりがやっぱりうまくはいっていなかったんだろうと。だから、あっちのほうが大事だ、こっちのほうが大事だというふうになってしまって、そのことを繰り返してもらいたくない。そこは、やっぱり大変だと思うけれども、千代田区のセンスとか力量は問われているんだろうなと。

ここで、公式に議論することはなかったけれども、アルマザンさん、バルセロナの方のプランというのが出されていたと思うけれども、座るところもあって、花も道もあって、あの空間の中で、いろいろな選択肢は、ちゃんとそういう体の弱い人や高齢者のためにやさしい道、子どもたちが遊んでも安全な道、自転車も動ける道というのを造る方法は幾つかあった。でも、もう、ここまで来たんだから、とにかくやらせてくださいというのは、みんな工事を進めるということについては望んでいるということは一致しているわけですから、あとは、その中で、まだウォークアブルの考え方が千代田区に根づかない時代に、そういういろいろな意思形成過程に様々なみんなで決めるというスタイルも根づかない時代に決めてしまったことによって、住民にも、目の前に住む住民にも、町会長さんたちにも、本当に失礼な状況をつくってしまったということについて、どういうふうにこの先の未来を描いていくのかということについては、一定の配慮と幅を持っていただきたいというのが私からの最後の質問ということになります。

○林委員長 どなた。

○須貝基盤整備計画担当課長 何度も申し上げますが、適正に進めてきたという認識でございます。

それから、ホルヘ・アルマザンさんの提案ですけど、そちらは、我々のもの、提案とい

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

うか、計画と違って、自転車走行空間を区別しないと、そういうものですので、それはもともと考え方が違うという、裁判のほうでもそういう判断をしています。

○林委員長 委員会、千代田区議会の2年任期制で、任期中最後の定例会ですんで、陳情審査も当然のことながら、もうお尻が決まっている状態なんで、どうかなと思うので、私のほうから、1点だけいいですかね。街路樹で、その通りというのは、桜になると、にぎわいって出るもんなのかなというのがずっとお話を聞いていて、分からないんですけど、街路樹の一般的な役割というのは、どんなものを区役所は考えられているのか、言っていた方がいいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 街路樹は景観ですとか、潤い、そういうもの、人々を楽しませるために植えるものだ。ですから、まずは、道路は安全のためにございますので、街路樹を植える空間がなければ、それが植えられないということでございます。それから、桜がにぎわいにつながるかということでございますが、まずは、安全をつくらないと、にぎわいもついてこないのかなと、そういう認識はございます。桜がいいかどうかという、その辺は、皆さんが選んでいただいたものだと考えてございます。

○林委員長 いいか、悪いかって、桜を植えると、桜並木になると、にぎわいのまちになるのかということところが区の考え方を確認したいんで。

○須貝基盤整備計画担当課長 協議会の中でも、そういうご意見もございました。桜が麹町地区ばかりで、神田地区のほうにはないということで、ぜひ、そういうものをやっていきたいというご意見を頂いております。区のほうも、そのような考えを承って、計画としてございます。

○林委員長 にぎわいにつながる感じで、町の方がおっしゃられたと。ただ、区の道路整備方針の中では、街路樹の一般的な役割って、にぎわいというのは特に記載がなくて、そこが少しずれてきてしまっているのかなというのはあります。もう最後なんでね、これ。お諮りしますけどね。皆さんのをやっていて、これ、ちょっと正副の中の下話で言ったぐらいなんで、これで、皆さんがそうだねと言えば、陳情を一括してですし、駄目だったらもう継続しかないんですけど、ちょうどマップを出していただいて、Ⅱ期工事のですね、街路樹の2-1のところ、立場によっては、いろいろ語弊があったらごめんなさい、気に障ったら申し訳ないですけど、ちょうど西半分は全部赤になって、木が1本もない状態になっているんで、Ⅱ期工事の、ここだけ取りあえずやってみて、現場比較でちょうど通りがあるから、バリアフリーの歩行空間というのは、学士会館から隣の住商までと対面のところ、あ、こんな形になるんだと、自転車道も。で、昔の状態というのがちょうどテラススクエアからという形で、あんまり話半分というのは一番よくない政治なのかもしれないけど、半分半分で取りあえずやってみて、ただ、事業計画自体を全く否定するものではないんですよ。ただ、Ⅱ期は、これ、一遍にやらなくちゃいけないんだけど、半分ぐらいずつやって比較するのり代というか、胆力があってもいいのかなとなったんですけど、皆さん、理事者の方は、いや、無理ですと、契約は一体になっているから、このストリートでⅡ期工事のは全部一遍にやらないと、契約どおりじゃありませんとかという形だったんで、どんなもんかなと思っています。

無理にここで11本の残された陳情の判断をするというのもなかなか大変ですし、進捗状況が移植というフェーズも出ていますから、進捗を見守るというんだったら、継続の取

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

扱いをして、次期の委員会のメンバーの方にも申し送り事項としてお渡しすると。どちらでも、特に、無理に私もここでこれがいいんだというわけじゃなくて、ずっとこれまで皆さんと一緒に、改選後2年間、様々なお話をしてきましたし、ここの木のお話で、感情対立になるというのは、非常に皆さんも嫌だったと思いますし、町場の方を巻き込んで、傍聴者の方にも、それぞれ来るたびに、こっちの味方か、あっちの味方かとやられるのも結構大変だったと思います、区議会の方たちも。特に神田の方は。

当然、長年お住まいになられていて、昨日、今日来た人が、これ、こっちのほうがいいですと言われても、それはまた感情的には違うだろうというのは、岩田委員おっしゃるとおりだと思いますよ。長年ずっと戦後から見守ってきたものが、昨日、今日来た人に、いや、これは切ったほうが効率いいですから、切っちゃいましょうよと言われてたら、何言っているんだという話も感情的にあると思います。ただ、未来に向けて、木というのも寿命もあるし、どうなんだろうな、比較ができるような状態、今、頭の中でしか、道路、Ⅱ期工事がきれいに行ったら、こんな形になるんだなって、図面では分かるけど、体感で分からないんで、そんな形だったら、陳情の色々書いてあるのにも、多分、陳情者には納得はできないと思うんですけども、一応、議会として受け止めて、半歩前進という形ですし、駄目だったら、ほんとに継続でもいいんで、お諮りで、忌憚のないご意見を。全然、僕は継続で構わないと思っているんで、申し送り事項で。ただ、任期中でやるんだったら、そんな感じ。（発言する者あり）うん。言っていただければ。本当に腰だめのやつですし、みんなが多分大不評だと思いますけど、半分進めて、半分そのままというのは。

桜井委員。

○桜井委員 正副委員長には、本当にご苦労さまでございました。また、この現状の中で、委員長が、今、双方が納得できるような……

○林委員長 できないと思います。

○桜井委員 形にならないかなということでの……

○林委員長 できないと思いますけど。

○桜井委員 ご提案を頂いたと思っております。ただ、その中で、今まで、半分やって、その半分かよかったら、またいいじゃないかという、そういうお話なんですけど、じゃあ、半分やって、いろんな意見が出てきたときにどうするんだと。このお話、この事業計画というのは、もう既に地域の方の本当の積み上げの中で、事業が出てきているという中で、今、ストップしているわけです。ですので、一日も早く進めてもらいたいというのが、やっぱり地域の方の協議会の方の声だと思います。そういうことを考えると、やはり、この計画範囲というのはきちっと守って、その中で整備をきちっとしていくということは必要なんだろうなというふうに私は思っておりますので、委員長、本当にいろいろとお考えになっていただいて……

○林委員長 いやいや。全然気にしないでください。

○桜井委員 ご提案を頂いたことに対しては、本当にありがたいなとも思いますが、私は、そのように、一つの提示をされている区間の中で、今までどおりの事業計画にのっとして、粛々と進めていただくということをお願いしたい。

以上でございます。

○林委員長 分かりました。

令和 7年 3月25日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ほかに意見があれば。全然、お一人でも反対されるんだったら、突き進むつもりもないですし、事前にご相談するほどの高まった感も、完成度の高い形もなくて、一歩……

○桜井委員 いや、そのお気持ちはよく分かります。

○林委員長 うん。一歩進むより半分、取りあえず半歩かなと思っていたんですけど、これ、では、継続の取扱いでよろしいですか。全然、今さら、全員一致ないんで。

では、11件になるんですよね。神田警察通り関連の11件の陳情審査については、継続の取扱いとさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。では、そのように取り扱います。